

S G E C－F M 認証管理運営マニュアル

第 6 版

作 成	確 認	承 認
2018 年 11 月 30 日	2018 年 11 月 30 日	2018 年 11 月 30 日
2019 年 5 月 28 日	2019 年 5 月 28 日	2019 年 5 月 28 日
2019 年 10 月 8 日	2019 年 10 月 8 日	2019 年 10 月 8 日
2022 年 11 月 15 日	2022 年 11 月 15 日	2022 年 11 月 15 日
2023 年 3 月 28 日	2023 年 3 月 28 日	2023 年 3 月 28 日
2024 年 10 月 22 日	2024 年 10 月 22 日	2024 年 10 月 22 日

上川森林認証協議会

SGEC-FM認証管理運営マニュアル改訂履歴

文 書 名	上川森林認証協議会SGEC-FM認証総合管理マニュアル			
制定年月日	制 定 理 由	作 成	確 認	承 認
2018/11/30	森林管理認証に適合する森林の管理・経営を行うため			

改定年月日	改定箇所及び理由	作 成	確 認	承 認
2019/05/28	会員監査マニュアル重複による改正 認証材の専用の場所での保管と、確保できないときの対応。 SGEC規格改定による対応 協議会マニュアル再編により改正 「SGEC森林認証証明書」を追加			
2019/10/08				
2022/11/15				
2023/03/28				
2024/10/22				

目 次

1. S G E C-F M認証管理運営マニュアル

- 1) マニュアルの趣旨
- 2) 管理・運用

2. S G E CとS G E Cの目的

- 1) S G E Cとは
- 2) S G E C森林認証制度とは
- 3) S G E C認証材の社会的意義

3. 管理体制の確立

- 1) F M管理・運営の目的
- 2) 管理体制及び事務局
- 3) 事務局の責務
- 4) 会員の義務

4. S G E C-F M管理運営共通マニュアル

- 1) F M管理方針
- 2) 記録の保持
- 3) 事務局による[会員](#)監査
- 4) 研修・指導

【様式 1 教育訓練】記録簿

【様式 4 認証材産地証明書】S G E C認証材産地証明書

【様式 5 森林認証証明書】 S G E C森林認証証明書

1 S G E C-F M認証管理運営マニュアル

1) マニュアルの趣旨

この管理運営マニュアルは、「上川森林認証協議会」が、規約に基づき、グループ森林管理認証として、各種法令を遵守するとともに、S G E C森林管理認証基準・指標・ガイドラインに基づく管理運営を円滑かつ厳密に行うための具体的な手順や約束事を定めるものである。

2) 管理・運用

この管理運営マニュアルは、「上川森林認証協議会」の事務局が作成・管理し、構成員である各会員は、マニュアルの内容を十分に理解把握して実施する義務を有する。内容の変更や修正の必要が生じた場合は、事務局が責任をもって改訂するものとする。

2 S G E CとS G E Cの目的

1) S G E Cとは

S G E Cとは『緑の循環』認証会議（Sustainable Green Ecosystem Council）の略語である。この団体は日本の森林・林業を守るために、国内の林業団体・環境N G Oなどにより平成15年（2003）に発足。日本の森林管理のレベルを向上し、生産者と消費者とを結ぶ、「自然環境の信頼と安心」を届けるS G E C森林認証制度の実施団体である。

2) S G E C森林認証制度とは

森林環境保全に配慮しながら木材が生産されている森林に「認証」を与え、その森（認証林）から生産される木材製品には、「S G E Cマーク」をつけて他製品と区別可能にするものである。消費者は、S G E Cマークのついた製品（以下、S G E C認証材、またはS G E C材）を選ぶことで、世界の森林破壊につながる木材製品の使用を避け、日本の豊かな自然環境の保全と、持続可能な木材生産の両立に協力することが可能となる。S G E CはP E F Cと相互承認している国際森林認証機関であり、S G E C認証材は、P E F C認証材としての正式主張やP E F Cのラベルを付けて販売できるようになった。

認証には下記2種類がある。

●森林認証システム（S G E C森林管理（F M）認証）

国際的に合意されているモントリオール・プロセスのルールに沿い、森林環境保全に配慮しながら木材が生産されている森林（「持続可能な森林の管理・経営」）であることを証明する仕組。

●認証林産物流通システム（S G E C-C o C. 認証）

S G E C認証林から産出された材料を、消費者の手元に届くまでの各段階において認証材・製品とそれ以外のものとは区別して取り扱う体制になっていることを認証する仕組。認証林産物は「S G E Cマーク」をつけて販売・加工できる。

※C o C. =Chain-of-Custody（価値の連鎖）の略で、製造・加工・流通における認証制度のこと。

3) S G E C 認証材の社会的意義

木材は、二酸化炭素(CO₂)と水から樹木がつくった、自然素材である。計画的に利用すれば、いつまでも再生産できる資源であるが、持続的に利用するには適確なルールが必要である。S G E C 認証とはその持続的循環を可能にする仕組であり、そのルールに沿って、環境配慮と木材利用を両立させる「持続可能な森林の管理・経営」が行われている森林で生産されていることを証明された木材が、S G E C 認証材である。P E F C との相互承認が実現したことで、S G E C 認証材は国際商品としての価値も高め、国内の木材需要拡大のみならず、国際市場での展開も期待されている。

3 管理体制の確立

1) F M 管理・運営の目的

「上川森林認証協議会（以下：「協議会」という）」は、グループ森林管理認証を受け、S G E C 規格文書3「S G E C 持続可能な森林管理－要求事項」に基づく適正な森林管理を実施し、地域における持続可能な森林経営をグループとして支援していくことを目的とする。

【S G E C 認証森林管理宣言】

2) 管理体制及び事務局

「協議会」は、グループとしてF M 認証における要求事項を遵守するため、澁谷良二を「統括管理責任者」とする事務局を設置して、「協議会」のF M 認証の総合的な管理統制・監査を行う権限を持たせるとともに、各会員事業体に「F M 管理責任者」を配置して、F M の管理体制を確立する。

3) 事務局の責務

事務局は、「協議会」のF M 管理を代表し、下記の責任を有するものとする。

- (1) 事務局は、各会員の所有する森林の認証区域、森林内容等の情報を収集保持するとともに、会員が樹立する認証森林管理計画を統合し、認証森林統合管理計画を策定する。
- (2) 事務局は、この管理運営マニュアルのほか、「基本指針」「環境方針」「生物多様性保全に配慮した施業指針」等の各種マニュアル類を作成し、各会員に周知徹底を図ること。また、内容の変更や修正の必要が生じた場合は、事務局が責任をもって改訂すること。
- (3) 事務局は、モニタリング実施要領を定めて、認証区域森林の管理状況を随時把握するとともに、地域における生物多様性に関する情報を常に収集し、記録する。
- (4) 事務局は、S G E C ロゴマークを使用する場合は、S G E C 規準文書6-1、6-2、P E F C S T 2001:2020、またはP E F C 商標仕様規則を遵守して、S G E C 本部が指定する様式で使用申請する。また、各会員の使用状況を年1回確認するほか、「S G E C 認証材産地証明書」等の様式を定めるものとする。
- (5) 事務局は、全ての会員のF M 管理情報等に関する資料を収集する権限を持ち、これら資料を基に各会員に対する内部監査及び教育指導を毎年実施し、その結果について事務局の管理記録として保管するものとする。

- (6) 事務局は、S G E C 認証機関との連絡に当たるとともに、F M 認証の取得・維持に必要な各種申請を行うものとする。
- (7) 事務局は、S G E C 森林認証及びF M 管理の実行と維持のために必要な情報等を各会員に提供するものとする。
- (8) 事務局は、地域の利害関係者から苦情が寄せられた場合は、文書でその内容を記録し、5年間保存管理するものとする。事務局への苦情が、会員に対するものについては、苦情内容を当該会員に通知するとともに事実を確認するものとする。事務局は、会員に対する苦情の内容が本共通管理マニュアルに反するものについては、事実を確認し、当該会員に改善措置を文書で通知し、改善内容を報告させるものとする。

なお、苦情内容が当該会員の重大な過失等によるものであり改善措置を講じることができない場合は、そのメンバーに退会等の勧告をとるものとする。

「協議会」全体に係るものについては、事務局が事実を確認し、過失の有無を判断するものとする。過失が認められる場合は改善措置をとり、各会員に周知するとともに、共通管理マニュアル等を改訂するものとする。苦情の相手方への回答等は、全て事務局が、重要なものについては文書で、簡易なものについては電話等で回答するものとする。

4) 会員の義務

各会員は、この管理運営マニュアルほか、基本指針及び各種管理マニュアルを各自常備・保管し、内容を適切に実行するため、下記の義務を有するものとする。

- (1) 各会員は、所有森林の森林経営計画の樹立を行う。
- (2) 各会員は、「F M 管理責任者」を定め、その者に所有森林のF M 管理に関する全般的な責任及び権限を与えた管理体制を確立するものとする。
- (3) 各会員は、所有する森林の管理・経営について、協議会が定めるS G E C - F M 認証要求事項に基づく基本指針及び各種管理マニュアルに従い、適正に行うものとする。
- (4) 各会員は、所有森林の森林施業等の請負・委託の発注時、又は立木販売時には契約書等に提示する仕様書等に、協議会で定める基本指針及び各種マニュアルの遵守規定を記載し、事業実行者に周知して遵守させるものとする。
- (5) 各会員は、F M 管理の記録を保管し、事務局及びS G E C 認証機関からの資料請求に対応するものとする。
- (6) 各会員は、立入検査も含め、事務局による**会員監査**及び教育研修、認証機関による定期審査に対し、全面的に協力するものとする。
- (7) 各会員は、**毎年会員監査の1ヵ月前までに「内部監査」を実施し、その監査結果を記録するものとする。**

5) 負担金

- (1) <S G E C 認証機関によるF M 認証本審査、年間定期審査費用の負担金>

認証審査機関による審査費用は、審査を受ける時点における事業体数と1事業体の申請内容を勘案して按分し、会員が負担する。

- (2) <事務所運営に必要な負担金>

「協議会」は、事務局運営に必要な経費として、別途定める負担金を徴収する。

(3) <負担金の会計>

事務局は、前述(1)～(2)に規定する負担金等を管理する。

4 S G E C-FM管理運営共通マニュアル

1) FM管理方針

会員は、所有森林の管理・経営を適正に行うため、「FM管理責任者」を定め、協議会が定めるS G E CのFM認証要求事項に基づく基本指針及び各種管理マニュアルに基づき施業を実施するとともに、同マニュアル等を関係者にも周知して適格な施業を行う。

(1) 森林管理計画の実績管理

会員は、森林管理計画に基づく施業について、1年単位で進捗管理を行い、毎年下記の実績内容を事務局に報告する。

- ①年間の箇所毎の施業履歴
- ②認証材の年間収穫・販売実績
- ③森林被害及びその対応状況
- ④モニタリング実施状況
- ⑤その他森林認証の維持に必要な事項

(2) 素材生産管理

認証森林における素材生産では、「認証森林伐採・搬出作業マニュアル」に従い実施するとともに、産地、樹種、生産年月日、生産数量、担当者等を明記する作業日誌等を整備する。

また、生産された認証材は専用の場所で分別管理し、場所が確保できないときは、認証材と判別できるよう印を付して保管・搬出する。

(3) 生産委託・下請け

会員の所有森林における素材生産で、C o C認証を持たない事業体の下請や委託等をする場合、委託先等に基本指針及び各種管理マニュアルの内容を遵守させる事を含む覚書等を締結するとともに、事前に研修・指導を実施する。

(4) 認証材の出荷管理

認証森林から生産された素材の販売、出荷に際しては、製品木口に認証材であることを明示し、納品伝票等には、産地、樹種、本協議会の「FM認証番号」と「100% S G E C認証」を明記するものとする。

(5) ロゴマークの使用

会員は、素材生産、保管、出荷などにおける認証材の所在現場、又は認証材の現物、伝票類に、S G E Cロゴマークを表示する場合、ロゴマークは、S G E C事務局が発行するライセンス番号と一緒に表示しなければならない。また、広告宣伝用物品等への使用でも同様とする。

(6) 認証材産地証明書

会員は、出荷先の事業体の求めに応じて、出荷した素材がS G E C認証材であることを証明する、産地、樹種、「協議会」の「FM認証番号」と「100% S G E C認証」を明記した「S G E C認証材産地証明書」を発行しなければならない。ただし、「S G E C認証材産地証明書」は「協議会」として統一した様式を使用するとともに、発行した際には写しを事務局に提出するものとする。

2) 記録の保持

(1) 記録・管理

各会員は、所有森林の施業実績ほか、認証材の生産や販売に関する記録類、S G E C 認証材産地証明書について最低5年間は保管管理し、認証機関による審査、出荷先からの問い合わせや苦情など、流通・情報の公開や開示に備える。

(2) 報告

各会員が整理する所有森林に関する施業、生産・販売等の記録については毎年事務局に報告しなければならない。また、事務局は、これら記録を最低5年間は保管管理し、認証機関による審査、出荷先からの問い合わせや苦情など、流通・情報の交換や開示に備える。

3) 事務局による会員監査

事務局は、会員に対し最低1年に1回、協議会の定める「[会員監査規程](#)」に基づく監査を行い、その結果を協議会長に報告し、確認を受けなければならない。

会員は、[会員監査](#)に全面的に協力するとともに、監査結果に不適合事項とそれに対する是正措置要求がある場合は、改善を行い、再監査を受け、事務局の確認を受けなければならない。

事務局は、不適合事項とそれに対する是正措置要求を行った会員に対しては、早期に再監査を実施する。なお、事務局の監査等における是正措置要求などに対し、会員が是正措置を講じず、かつその意思が認められないときは、退会勧告及び除名の手続きを行うことができる。

4) 研修・指導

(1) 会員は、「FM管理責任者」や従業員の新規就労時及び配置換え時に、森林認証制度及びこの管理運営マニュアルに基づく森林施業に関する指導・研修を実施し、作業内容の引き継ぎも適切に行うこととする。

(2) その他の従業員に対しても作業前のミーティングなどを通じて、安全作業、「基本指針及び各種管理マニュアル」に基づく森林管理の趣旨が徹底されるよう随時指導する。

(3) 会員は、委託又は下請け契約をする際には、受託事業体に対して「基本指針及び各種管理マニュアル」の内容・安全作業・手順の指導について周知徹底を図る。

(4) 会員の「FM管理責任者」は、研修を実施した際に、研修日時、研修担当者名、研修内容、参加者名を記録するものとする。

【様式 1 教育訓練】

教育訓練実施記録簿

代表者				担当責任者	報告年月日
					年 月 日
研修実施日	年 月 日				
研 修 内 容					
配布資料等					
担当講師					
参 加 者 氏 名					

S G E C 認証材産地証明書

「100% S G E C 認証材」であることを証明する。

産 地

樹 種

F M 認証番号

S G S J P - 0 4 1

令和 年 月 日

〒

SGEC森林認証 証明書

下記山林はSGEC森林認証林であることを証明する。
なお、事業の実施に当たっては、上川森林認証協議会の
「施業実施マニュアル」を遵守して実施することとする。

市 町 村 名		
林 小 班	林班	小班
	林班	小班
	林班	小班
樹 種		
FM認証番号	SGSJP-041	

令和 年 月 日

〒
